

# 〔コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の概要〕

## 1 「地域とともにある学校づくり」を目指して

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

## 2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことを言います

### 学校運営協議会

法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5）に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関

## 3 学校運営協議会の主な 3 つの役割

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ②学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる。
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

## 4 学校運営協議会の運営

学校運営協議会には、協議や承認等を行う会議と学校見学や授業参観、行事見学等の活動があります。

### ① 委員について

委員は 15 人以内とし、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者、その他教育委員会が適当と認める者で構成します。

### ② 協議について

「地域でどのような子供たちを育てるのか」「何を実現していくのか」という目標やビジョンを熟議を通して学校と地域が共有し、一体となって子ども達を育みます。そして、実働的な活動を行っていくには、地域住民・保護者等の参画を得て実施していきます。そして、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を合わせて実現することを目指します。